

○ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例

昭和48年3月28日

条例第10号

改正 昭和53年12月25日条例第24号

昭和59年9月28日条例第18号

平成6年12月22日条例第19号

平成8年3月12日条例第2号

平成12年3月21日条例第4号

平成12年12月27日条例第44号

平成13年9月26日条例第25号

平成14年9月24日条例第32号

平成16年7月16日条例第18号

平成20年3月19日条例第5号

平成20年10月1日条例第23号

平成21年3月19日条例第8号

平成22年3月18日条例第5号

平成24年3月14日条例第8号

平成24年6月25日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、法令に定めのあるもののほか、ニセコ町の子どもに対し、医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期発見、早期治療を行い、もって子どもの健康保持の増進に資するとともに、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、満15歳に達する日(誕生日の前日)以後最初の3月31日までの者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人その他の者で現に子どもを監護する者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

- 4 この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例保険者を含む。以下この条例において同じ。)若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。
- 5 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の被保険者又は組合員の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法においては、法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。
- 6 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例に定める受給の対象となる者(以下「受給資格者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、ニセコ町の区域内に住所を有する世帯に属することもとする。ただし、次の各号の一に該当する者は除くものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていることも
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けていることも
- (3) 所得の額が規則で定める額以上である保護者(こどもの生計を主として維持する者に限る。)に監護されていることも

(助成の範囲)

第4条 町長は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であって、町の区域内に住所を有する世帯(生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯を除く。)に属することもに係る医療費から保護者が負担すべき食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額(以下「助成額」という。)を保護者に対して助成する。

(受給資格者の登録)

第5条 受給資格者は、町長に申請し、こども医療費受給資格の登録を受けなければならない。

(受給資格証の交付)

第6条 町長は、前条の規定により登録の申請があった場合において、医療費の助成を受ける資格

があると認めるときは、当該申請者に対し、受給資格証を交付する。

(受給資格証の提示)

第7条 受給資格者は、医療保険各法の規定により指定を受けた病院、診療所、薬局、その他のもの(以下「医療担当者等」という。)において、治療、薬剤の支給等を受ける際は、当該医療担当者等に受給資格証を掲示するものとする。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、町長がその助成する額を受給資格者の保護者に支払うことにより行うものとする。

2 町長が必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず医療担当者等に支払うことにより行うことができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(資格の喪失)

第10条 受給資格者が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日からこの条例による受給資格を喪失するものとする。

(1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 町の区域内に住所を有しなくなったとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 この条例による助成を受ける権利は、これを他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正行為により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の消滅)

第13条 この条例により医療費の助成を請求することができる権利は、対象となるこどもが医療担当者等において、療養を受けた日の翌月の初日から起算して3年を経過したときは消滅する。

(規則への委任)

第14条 この条例施行について、必要な事項は規則で別に定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年12月25日条例第24号)

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則(昭和59年9月28日条例第18号)

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則(平成6年12月22日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(標準負担額に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第4条中「標準負担額」とあるのは、「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)」とする。

附 則(平成8年3月12日条例第2号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月21日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、平成12年1月1日から適用する。

附 則(平成12年12月27日条例第44号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年9月26日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成13年9月30日以前に現にこの条例による改正前のニセコ町乳幼児医療費の助成に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第3条の規定により受給資格を有していた者に係る助成については、改正後の条例第3条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(転入者に対する措置)

3 平成13年9月30日以前に出生し、本町に転入した乳幼児の保護者について、改正前の条例第3条の規定を適用した場合において受給資格を有するとみなされる者に係る助成については、改正後の条例第3条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成14年9月24日条例第32号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成16年7月16日条例第18号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行前に行われた医療に関する給付の対象年齢は、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月1日条例第23号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月19日条例第8号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月18日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行前に行われた医療に関する給付の対象年齢は、なお従前の例による。

- 3 施行前に現にこの条例による改正前のニセコ町乳幼児等医療費の助成に関する条例第5条の規定により受給資格者として登録された者については、引き続き改正後の条例第5条の規定により登録されたものとみなす。

附 則(平成24年3月14日条例第8号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月25日条例第20号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

○ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例施行規則

昭和48年4月1日

規則第2号

改正 平成5年7月30日規則第42号

平成6年12月22日規則第8号

平成8年3月12日規則第1号

平成13年10月1日規則第18号

平成15年4月1日規則第13号

平成16年7月16日規則第11号

平成20年3月31日規則第9号

平成20年12月30日規則第22号

平成22年3月19日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年ニセコ町条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者の登録申請)

第2条 条例第5条の規定による受給資格者の登録は、別記第1号様式のニセコ町子ども医療費受給資格者登録申請書(以下「登録申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者たることを証する書類(以下「被保険者証」という。)

(2) 条例第3条第3号に規定する保護者(子どもの生計を主として維持する者に限る。)の所得の状況を明らかにする書類。

2 町長は、前項の規定にかかわらず申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

3 町長は第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(条例第3条第3号に規定する所得の範囲等)

第3条 条例第3条第3号に規定する所得の範囲及び所得の額の計算方法は、別表によるものとする。

(受給資格証)

第4条 町長は、第2条の登録申請書を受理したときは、その内容を審査し登録することを決定したときは、別記第2号様式の子ども医療費受給資格者登録台帳に記載し、別記第3号様式のニセコ町子ども医療費受給資格証(以下「受給資格証」という。)を当該登録申請者に交付するものと

する。

- 2 前項の受給資格証は、2年を越えない範囲で更新するものとし、その期間は、9月1日から9月30日までとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。
- 3 前項の更新には、受給資格者の所得を明らかにする書類を添付するものとする。ただし、内容が公募等によって確認できるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。
- 4 町長は第3項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(助成金交付の申請)

第5条 条例第8条第1項の規定による医療費の請求は、医療費の助成を受けようとする者が、別記第4号様式のこども医療費助成金交付請求書(以下「請求書」という。)に、医療機関が発行する一部負担金等を領収したことを証明する書類別記第4号の2様式を添えて申請しなければならない。

- 2 条例第8条第2項の規定による医療費の請求は、医療担当者等が、別記第5号様式のこども医療費請求書に、別記第5号の2様式の内訳書を添付して町長に提出することにより行うものとする。
- 3 前2項の請求書は、月の初日から末日までの分を、毎月ごとに翌月の10日までに提出しなければならない。

(助成金交付の決定)

第6条 町長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し助成金の交付することを決定したときは、別記第6号様式のニセコ町こども医療費助成金交付決定通知書により、当該請求者に通知するものとする。

- 2 前項の助成金交付の時期は、当該請求書を受理した月の末日とする。

(届出)

第7条 条例第9条の規定による届出は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に規定する届出をすることにより届出があったものとみなす。ただし、条例第2条第3項に定める医療保険各法の適用に移動があった場合は、別記第7号様式のニセコ町こども医療費受給資格内容変更届出書により届出しなければならない。

(受給資格証の再交付)

第8条 受給資格証を汚損し、破損し、又は亡失したことにより再交付を受けようとするときは、別記第8号様式のニセコ町こども医療費受給資格証再交付申請書を町長に提出して交付を受けるものとする。

(受給資格証の返還)

第9条 受給資格者が資格を喪失したときは、速やかに受給資格証を町長に返還しなければならない。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(平成5年7月30日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年12月22日規則第8号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則(平成8年3月12日規則第1号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成13年10月1日規則第18号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則(平成16年7月16日規則第11号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第9号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月30日規則第22号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成22年3月19日規則第3号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

第3条に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法

1 所得の額

所得の額は、前年の所得(1月から9月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。)とし、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第11条において準用する同令第1条に定める額(第11条において読み替えた後の額)とする。

2 所得の範囲及び所得の額の計算方法

- (1) 所得の範囲は、児童手当法施行令第11条において準用する同令第2条の規定によるものとする。
- (2) 所得の額の計算方法は、児童手当法施行令第11条において準用する同令第3条の規定によるものとする。

別記第1号様式(第2条関係)

ニセコ町子ども医療費受給資格者登録申請書

ニセコ町長 様

※受給者番号			
①申請年月日	年 月 日		
②住所	虻田郡ニセコ町字		
③電話番号	— (携帯電話 — —)		
④保護者氏名	(フリガナ:)		
⑤受給資格者との続柄	父・母・祖父・祖母・その他()		
⑥受給資格者氏名	(フリガナ:)		
⑦生年月日	年 月 日	⑧性別	男・女
⑨申請事由	1 転入 2 出生 3 その他		
⑩振込希望金融機関名		口座番号	
⑪保険証記号番号	記号	番号	
⑫被保険者等氏名			
⑬保険種別	1国保 2政管 3健保 4共済 5国保組合 6その他		
⑭保険者番号		(保険証の写しを添付のこと)	
⑮保険者名称			
⑯保護者加入年金	1国民年金または未加入 2厚生年金または共済年金		
⑰勤務先名及び連絡先	電話		
⑱同意・申請事項	資格認定に必要な所得状況等の公簿の閲覧と他制度による医療費助成状況等の確認に同意し、子ども医療費受給資格証の交付を申請します。 保護者名		㊦
処 理 経 過 記 入 欄			
■児童手当【 年 月 日申請】	世帯区分		受 付
・新規 ・増額(認定番号: No.) ・未申告・公務員 ・税情報無(年 月 日 から転入)	・課税 ・所得オーバー 公簿による確認 課税情報 年 月 日 確認者	・非課税	
登録及び交付年月日	年 月 日	有効期間	年 月 日

別記第2号様式(第4条関係)

こども医療費受給資格者登録台帳(年月日届出)

受給資格者	受給者番号	取得事由	取得日	子ども区分	取得事の世帯区分	補助区分	付加給付
	(フリガナ)		性別 男・女	生年月日 年 月 日	住所 電話	電話 携帯電話	
	氏名の変更	氏名	事由	変更年月日	住所の変更	新住所	変更年月日
保護者		続柄	職業(勤務先)		(変更 . . .)	(変更 . . .)	
	年 月 日変更	続柄	職業(勤務先)		(変更 . . .)	(変更 . . .)	
	振込先金融機関名	年 月 日変更	口座番号		口座名義(カナ)		
医療保険の状況	保険取得日	被保険者	保険種別	記号番号	保険者名	保険者住所	
			国・政・健・共・組・他				
			国・政・健・共・組・他				
			国・政・健・共・組・他				
			国・政・健・共・組・他				
			国・政・健・共・組・他				

別記第3号様式(第4表関係)

ニセコ町子ども医療費支給資格証			
記号	北 ー 87	受給者番号	
受給資格者	住 所 地		
	氏 名		男・女
	生年月日	年 月 日	
有効期限		年 月 日から	
		年 月 日まで	
発行機関名及び	北海道虻田郡ニセコ町 ニセコ町長 		
交付年月日	年 月 日		

裏面

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1 この証は保険医療機関等で受診した場合、窓口で支払った自己負担金相当部分を町長から返還してもらう証ですから大切に保存してください。 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。 3 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を町長に返してください。 4 氏名、住所地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町長にその旨届け出てください。 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に町長にその旨を届け出てください。 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。 7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに町長に返してください。 8 不正にこの証を使用した者は、罰法により処分を受けます。

別記第4号様式(第5条関係)

こども医療費助成金交付請求書

年 月 日

ニセコ町長 様

住所 虻田郡ニセコ町字
氏名 (電話)

こども医療費助成金の交付を受けたいので、医療機関の領収書を添えて請求します。

交付請求額		金		円	
受給者 資格者	受給者番号	氏名	生年月日	年	月 日 歳
	資格区分	3歳未満・3歳～就学前(初・課)・小学生入院(初・課)・小学生通院・中学生			
加入医療保険の種別 記号番号・所在地	名称	国保 協会けんぽ 健保組合(農業団体・その他) 共済組合(公立学校・市町村・郵政・その他) 国保組合(建設・その他)・その他()			
	記号番号 所在地				

(この表には記入しないでください)

交付決定額		金		円		件数	初診
内訳	区分	総点数	保険者負担	高額又は付加給付	町補助分	道補助分	助成金交付額
	入院	点	点	円	円	円	円
	入院外						
	調剤						
	歯科						
	計						
摘要	(計算の基礎)						

支払方法 窓口・振込

振込先 金融機関・支店名

口座番号

口座名義

別記第4号の2様式(第5条関係)

子ども医療費助成事業用

領 収 書
金 円 也

上記のとおり領収しました。

(月分)

患 者 氏 名	入院、外 来の日数	総 点 数	負 担 割 合	初 診 料	備 考
	入院 日 外来 日	点	2 3 割	点	

年 月 日

様

病院 診療所
名 称
所在地
開設者

印

- 1 負担割合の欄は、該当するものを○印で囲んでください。
- 2 この領収書は、月の初日から末日までの分について、その領収額の合計額を記入してください。

別記第5号様式(第5条関係)

こども医療費請求書

年 月 日

ニセコ町長 様

病院、診療所
名 称
所在地
開設者



年 月分のこども医療費を次のとおり請求します。

請求件数	件
請求金額 金	円也

(内訳書別紙のとおり)

別記第6号様式(第6条関係)

ニセコ町子ども医療費助成金交付決定通知書

ニ 保 号
年 月 日

様

ニセコ町長



年 月 日付けで申請のあった 月分に係る子ども医療費助成金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

月	受給資格者名	交付申請額	交付決定額	備考
月分				
計				

別記第7号様式(第7条関係)

ニセコ町子ども医療費受給資格内容変更届出書

年 月 日

ニセコ町長 様

住 所 虻田郡ニセコ町字

氏 名 ㊟

子ども医療費の受給資格内容に次のとおり変更があったので届出します。

保 護 者 名 氏 名				受 給 者 資 格 者		受 給 者 号 番 号	
変 更 の 内 容							
住 所	新					変 更 年 月 日	
	旧						
氏 名	新					変 更 年 月 日	
	旧						
加 入 医 療 保 険	新	保 険 者		記 号 番 号		変 更 年 月 日	
	旧	保 険 者		記 号 番 号			
	新	被 保 険 者 氏 名					
	旧	被 保 険 者 氏 名					
付 加 給 付	新	附 加 給 付	有 ・ 無	変 更			
	旧	附 加 給 付	有 ・ 無	年 月 日			

別記第8号様式(第8条関係)

ニセコ町子ども医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

ニセコ町長 様

住 所 虻田郡ニセコ町字

氏 名 ㊦

子ども医療費受給資格証の再交付を受けたいので申請します。

保 護 者 氏 名		続 柄	
住 所			
加 入 医 療 保 険			
記 号 番 号			
被 保 険 者 名			
受 給 資 格 者	受 給 者 番 号	氏 名	生 年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
申 請 の 理 由			

別記第1号様式(第2条関係)

別記第2号様式(第4条関係)

別記第3号様式(第4条関係)

別記第4号様式(第5条関係)

別記第4号の2様式(第5条関係)

別記第5号様式(第5条関係)

別記第5号の2様式(第5条関係)

別記第6号様式(第6条関係)

別記第7号様式(第7条関係)

別記第8号様式(第8条関係)